

○中部地方整備局告示第十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和三年二月八日

中部地方整備局長 堀田 治

第1 起業者の名称 岐阜県

第2 事業の種類 市道跡津川線改築工事（岐阜県飛騨市神岡町土字村ノ上地内から同市神岡町跡津川字大伏平地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 岐阜県飛騨市神岡町土字村ノ上及び字犬帰り、跡津川字大伏平地内
- 2 使用の部分 岐阜県飛騨市神岡町土字犬帰り、跡津川字大伏平地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「市道跡津川線改築工事」（以下「本件事業」という。）は、岐阜県飛騨市神岡町土字観音堂前地内から同市神岡町跡津川字大伏平地内までの延長798mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする市道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法第3条第4号に規定する市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、過疎地域自立促進特別措置法第14条第1項に基づき、道路管理者である飛騨市に代わって、起業者である岐阜県が行っており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

市道跡津川線（以下「本路線」という。）は、岐阜県飛騨市神岡町牧字牧ノ尾を起点とし、同市神岡町佐古字中谷に至る延長約5.9kmの市道である。

本路線は、沿線の土及び跡津川集落の生活基盤道路として機能するとともに、一般国道41号への連絡道路としても重要な役割を果たしている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、雪崩等の災害危険箇所指定されており、雪崩災害とこれに伴う通行止めが頻繁に発生しているほか、落石による通行止めも発生している。

また、岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第53号。以下「岐阜県条例」という。）に定める道路幅員等を満たさない区間が断続的に存するなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に支障をきたしている状況にある。

本件事業の完成により、現道の災害危険箇所や狭隘な区間を回避することが可能となり、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成29年8月に同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。また、動植物に関する調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少動植物であるクマタカ、環境省レッドリストにおける絶滅危惧Ⅱ類に属するトゲアリ、準絶滅危惧種のサクラマス（ヤマメ）、岐阜県レッドデータブックに準絶滅危惧として掲載されているナガホノナツノハナワラビ等が確認されている。

本件事業がこれらに及ぼす影響の程度については、必要となる保全措置を講じることや周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは小さいと判断されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所希少種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け保全に努めることとしている。

また、本件事業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、岐阜県教育委員会と協議の上、必要な措置を講ずることとしている。したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、岐阜県条例による第3種第4級の規格に基づく2車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、岐阜県条例等に定める規格に適合してい

ると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、トンネル構造で通過する申請案のほか、現道拡幅案と河川を渡河するルート案による検討が行われている。各案を比較すると申請案は、総延長は長いものの、取得必要面積が少なく、施工性に優れ事業費も低く抑えられていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

現道は、雪崩災害とこれに伴う通行止めが頻繁に発生しているほか、落石による通行止めも発生しており、本件事業によりその機能を補完・代替し円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、早期に施行する必要があると認められる。

また、神岡商工会議所会頭を会長とする飛騨北部道路整備促進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

#### 第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 岐阜県飛騨市役所